

平成17年度第3回静岡県国民保護協議会

議 事 録

日 時 平成17年11月21日（月）
午後3時30分から午後4時15分まで
場 所 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」
6階交流ホール
出席者 会長及び委員合計47名のうち40名が出席

（開始時刻 午後3時30分）

副知事挨拶

みなさん、こんにちは。

司会から話がありましたとおり、会長であります石川知事の公務が重なりまして、私が議事の進行役を務めたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。各委員の皆様には、ご多忙の中お集まりいただき、国民保護協議会にご参加いただきましてありがとうございます。改めまして厚く御礼を申し上げます。

前回からの経緯でございますが、後ほど、事務局から詳細については申し上げますが、8月2日に開催いたしました第2回協議会において、県計画（案）をお示しし、救援の委任など市町に関する記述が多いため、市、町への十分な説明を要望する等のご意見をいただきました。その後、市町、消防、指定公共機関及び指定地方公共機関を対象に説明を行うとともに、9月22日から10月21日の間、パブリックコメントを実施いたしまして、多数のご意見をいただきました。

委員の皆様をはじめ、関係機関や一般県民からのご意見を参考に、必要な修正を加え、県計画（案）をとりまとめました。

今日ご審議をいただくわけですが、ご案内のとおり、未だに世界各地でテロが発生しております。幸いにも日本でのテロの発生の事例はございませんけれど、いつ国内で発生しないとも限りません。

これらの事態にも適切に対応できるよう、県国民保護計画をまとめてまいりたいと思いますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をお願い申し上げます。簡単ですが挨拶に代えたいと思います。よろしく申し上げます。

議事録署名人の指名

＜会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事＞

静岡県国民保護協議会運営要領第4条の規定により、以下の2名を議事録署名人に指名する。

国土交通省静岡地方気象台長	齋藤 三行 委員
日本赤十字社静岡県支部事務局長	矢崎 彬雄 委員

議 事

諮問事項

静岡県国民保護計画（案）について（資料1～3）

＜曾田尚寿 県防災政策室副参事＞

今回、取りまとめました静岡県国民保護計画（案）を説明いたします。

資料1は、厚い資料でございますけれども、こちらの資料は、本日、諮問いたします「静岡県国民保護計画（案）」の全文でございます。説明につきましては、資料2、資料3という形で分かり易くまとめた資料がございますので、そちらで説明します。

では、資料2「静岡県国民保護計画の作成経過及び今後の予定」をご覧ください。

県国民保護計画の作成につきましては、6月6日開催の第1回国民保護協議会において、県計画作成に当たっての基本的考え方、計画の構成等について諮問し、協議会委員のご了承をいただき、具体的な県計画の作成に入らせていただきました。

その後、事務局で作成しました県計画（案）について、市町、消防、指定地方公共機関等に説明を行い、いただきました意見を参考に県計画（案）としてまとめたところであります。

この県計画（案）につきまして、8月2日開催の第2回国民保護協議会に諮問し、協議会においては、特に、救援の市町への委任など、市及び町に関する記述が多いため、市町に対して十分な説明をして欲しいとの意見をいただきました。

その後、この県計画（案）につきまして、第2回目の市町、消防、指定地方公共機関等に対する説明を行い、意見をいただいたところであります。

特に、市長及び町長への救援の委任に関しましては、具体的にその必要性等について市及び町に説明し、ご了解をいただいたところでございます。

なお、いただきました意見のうち、市及び町、消防、指定地方公共機関等からの主な意見の概要及び県の基本的考え方につきましては、参考資料1として別紙に取りまとめておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

また、9月22日から10月21日までパブリックコメントを実施し、3団体、6個人の方からご意見をいただきました。

いただきました意見の概要及び県の基本的考え方につきましては、参考資料2としてまとめてございます。また、ご意見につきましては、参考資料3として取りまとめましたのでご覧いただきたいと思っております。

本日、諮問しておりますこの県計画（案）は、第2回国民保護協議会での意見をはじめ、市町、消防、指定地方公共機関等の関係機関、さらに県民からのご意見を参考に必要な修正を加え、取りまとめたものですので、宜しくご協議のほどお願いいたします。

なお、今後の予定としては、来年の2月頃に第4回国民保護協議会を開催し、本年度内に県計画の作成をしてまいりたいと考えております。

次に、資料3「第2回静岡県国民保護協議会に諮問した県計画（案）からの主な修正」をご覧ください。

県国民保護計画の構成についてであります。

新旧対照表の左側、前回計画（案）の欄の末尾の資料編の所に下線があるかと思っておりますが、前回の計画の時には資料編の中に様式、文例、地形図、道路一覧、鉄道路線一覧、関係機関連絡先等を盛り込むこととしておりましたが、常に変更が見込まれるため、適時修正を行えるよう県計画とは切り離し、別に資料として整備することといたしました。

次に、2頁をご覧ください。

関係機関の事務及び業務の大綱等であります。

前回計画案では、指定公共機関及び指定地方公共機関の「機関」の名称について、具体的な機関名を記載しておりませんでした。できるだけ分かりやすくするため、県が指定いたしました31機関の指定地方公共機関につきましては、4頁をお開き頂きたいのですが、個別の機関名、会社名を具体的に明示することといたしました。

なお、国が指定しました160機関におよぶ指定公共機関につきましては、3頁をご覧いただきたいのですが、前回計画（案）のおおりの記載といたしました。県外の機関においても色々協力を要請する必要があるとの判断のため、全ての160機関について協力を要請できるようにするためにしたものです。

また、指定公共機関の記載の冒頭の所に国が指定した根拠を明示させていただきました。

次に、6頁をお開きください。

県の地理的、社会的特徴についてであります。

前回計画（案）では、山脈や河川等の地形、地物等について詳しく記載しておりましたが、より分かり易くするため、13頁をご覧いただきたいのですが、特に国民保護措置の実施に当たって把握しておくべき内容に限定して記載するように配慮いたしました。

また、平均気温のグラフや市町別の人口についても、県計画に記載するのではなく、別に資料として盛り込むことによって分かり易い記載に配慮したところであります。

次に、16ページをお開きください。

指定地方公共機関国民保護業務計画の報告等であります。

県は、報告を受けた国民保護業務計画の円滑な運用等に資するために、指定地方公共機関に必要となる助言を行うこととなります。その場合、「指示や強制にならないように」との意見を踏まえ、「その自主性に留意する」旨の規定を県計画に新たに盛り込むことといたしました。

次に、17頁をお開きください。

住民の避難に関する訓練等であります。

国民保護措置の実施に関する国民の協力は、国民保護法において、「その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」とされております。

住民の「避難に関する訓練への参加」も、国民に協力を要請できる場合とされております。

今回、「強制にならないように配慮すべき」との意見を踏まえまして、新たに、ここに記載してありますように「この場合、その協力は、自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたらないように留意する」旨を県計画に盛り込んだところあります。

また、自主防災組織に対する国民保護措置についての訓練の実施の促進に当たっても、同様に留意する旨を新たに盛り込むことといたしました。

次に、19頁をご覧ください。

国民保護に関する啓発であります。

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する上で、必要となる緊急交通路を確保するためには、運転者が取るべき措置、具体的には道路左側への停止、規制区域外への車両の移動などについて、周知徹底することが重要であるとの意見を踏まえ、この旨の規定を新たに盛り込むことといた

しました。

次に、20頁をご覧ください。

住民への協力要請についてであります。

国民保護措置の実施に関する国民の協力は、国民保護法において、20頁から21頁にかけて記載しておりますように、避難住民の誘導に必要な援助、避難住民等の救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助、保健衛生の確保の実施に必要な援助があります。

この場合、できるだけ内容について分かり易くするため、住民に対して協力を要請するそれぞれの具体的内容について、この県計画に盛り込むこととしました。

次に、22頁をご覧ください。

警報の通知です。

前回計画（案）につきましては、国の対策本部長が発令する警報の内容について、ここには記載しておりませんでした。知事が警報を市町長等に通知する際に、より分かり易くするために、国の対策本部長が発令する警報の内容を新たに県計画に盛り込むことといたしました。

次に、23頁をご覧ください。

緊急通報についてであります。

緊急通報の内容につきましては、前回計画（案）では、次のページの（2）に緊急通報の内容として記載しておりましたが、より分かり易くするために、23頁の緊急通報の発令の項に記載位置を変更させていただくとともに、具体的な緊急通報の内容を新たに盛り込みました。

また、より流れを分かり易くするため、25ページをお開きいただきたいのですが、関係機関への緊急通報の流れ図を新たに作成し、こちらの方に盛り込んだところであります。

次に、26頁をお開きください。

県警察による救助活動等であります。

前回計画（案）では、消防機関等との連携の中に記載しておりました県警察による救助活動等について、県警察の活動をより分かり易くするために、次の頁に、新たに（3）県警察による救助活動等として新たな項を起し、記載位置を変更するとともに、大規模な被害の場合に対応するため、他の都道府県警察等に対する広域緊急援助隊の派遣要求などについても、新たに盛り込むことといたしました。

次に、28頁をお開きください。

県及び市町における生活基盤等の確保であります。

前回計画（案）では、生活基盤等として水道事業を盛り込んでおりましたが、県民の生活環境を維持する上で、下水道事業についても必要・不可欠であるとの意見を踏まえまして、県の管理する流域下水道及び市町の管理する下水道について生活基盤等として新たに盛り込むことといたしました。

その他、字句の修正など、所要の訂正を行いました。

以上で、説明を終わります。

質疑応答

（委員）

質問というよりは要望ということになるかもしれませんが、指定公共機関はどこも同じになるのではないかと思うのですが、我々のところにも本社の方から通知がありまして、本社の国民保護業務計画を作成したので、これに基づいて各都道府県の作成する計画を参考にして、それぞれの支部で業務計画を作成するようという指示がきております。例えば、国民保護法の第77条第3項に、知事は日本赤十字社に必要な事項について委託することができるという規定がございます。この規定に対しまして、本社の通知では、医療救護活動を行う場合には、あらかじめ知事との間で委託契約を結んでおきなさいというような指示がございます。また、現行の災害救助法第32条にも同様の規定がございます。既に委託契約を結んでいるという実態がありますけれども、今回の県の国民保護計画の中でも70頁の日本赤十字社との連携というところで、災害救助法における事務に準じた手続きを行うという記述がございます。同様の配慮がなされていると思っております。ただ、この災害救助法に基づく委託については、ご承知のとおり、だいぶ昔に日本赤十字社の県支部と知事と締結をしたということでございますため、現状でも一部調整とか協議とかを必要とする部分がございます。こういったことを考え合わせますと、今回、もし新たな国民保護法に基づく委託契約を結ぶこととなりますと、細部について契約内容等の調整が必要になるのではないかと思います。従いまして、支部が今年度中に業務計画を作りなさいとなっているのですけれども、県との調整等十分な協議が必要ではないかと考えておりますので、是非連絡を密にさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

（会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事）

はい、ありがとうございました。

今の件について事務局から何かコメントはありますか。

(曾田尚寿 県防災政策室副参事)

具体的な対応につきましては、関係機関と色々と連携していきながら、今後検討していきたいと考えております。今、御意見をいただきましたように、日本赤十字社に対する県知事からの委託契約の関係でございますけれども、具体的な事務の範囲あるいは内容等について、これから一つずつ詰めさせていただき、進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

(会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事)

今後詰めさせていただくということで、ご理解いただきたいと思っております。

(委 員)

よろしくお願ひしたいと思ひます。

(委 員)

消防機関は、武力攻撃による災害が発生した場合には、現場において真っ先に消火、救助活動等に当たることとなります。通常の火災や事故と異なり、サリン等のNBCが使用されたテロ攻撃であった場合には、今まで経験をしたことがない事態の発生が非常に危惧される場所でもあります。消防といたしましては、現場における職員の安全確保についても十分配慮しなければならず、苦慮しているのが現実であります。そうしたところで、県としては、消防機関、常設消防と非常設の消防団に対して、例えば、現場で安全行動が確保されるようなマニュアル的なもの、こういうようなものを作成、配布することを考えているのかについてお伺いをしたい。こういうふうに思ひます。以上であります。

(会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事)

わかりました。ありがとうございました。

(曾田尚寿 県防災政策室副参事)

消防職員の方の安全確保については、県計画の中においても消防等に関する指示という項目を起こさせていただきます、その中で、知事は対処に当たる職員の安全の確保に関して十分配慮し、危険が及ばないように必要な措置を講ずると規定しております。このため基本的には消防活動につきましては、安全が確保された場所で活動するというふうに想定しております。県としても、実際の場合には国から色々な情報の収集を行い、その情報を消防機関に伝達させていただき、消防機関としての安全が確保されているのを確認した後に具体的に消火とか救急とか救援とかの業務に従事していただくというふうになるので

はないかと考えております。今、お話のありました消防機関における今後の具体的な活動指針とかあるいは留意点みたいなことにつきましては、本当に検討が必要なことだと思っております。今後、国等と連携をしながら、どういうふうな形にしていくか具体的に検討していくことになると思います。県だけで判断することはできませんので、国等と連携しながら一つずつ進めていきたいというふうに考えております。以上です。

(委員)

消防機関は、何か異常があるととりあえず現場で第一義的に活動するということが責務となっておりますので、その場合に、不用意にパッと現場に行くというケースが非常に多いと思います。そういった場合に、前提としての教養があったならば、十分に留意して行けると思いますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

(会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事)

私もごもっともなご意見だと思いますし、要するに必要があるかどうかの判断をしている暇があるのかどうかという問題もあるかと思っておりますので、事務局の方で説明しましたように、2月に向かって国、その他機関とも調整をいたしまして、今の御意見を踏まえまして、どのような対応ができるのか検討してみたいとそんなふうに思います。他にございますでしょうか。

(委員)

念押しを含めてということですが、指定地方公共機関業務計画の報告と表現の自由との絡みということもございますが、新たに知事の助言が強制や指示にならないように留意すると、指定地方公共機関の自主性に留意するといった文言が入ったということもございますが、当然のことながら、私どもとしてもやるべきこと、伝えるべきものはきちっと伝えようと思っておりますので、そこは十分な表現の自由の尊重ということで、私どもの自主性といったところにお任せ願ひたいというふうに思っておりますので、そこを念押しとして申し上げておきたい。ちょっと文言として助言と言われても、そういう時に助言をしていただいている時間があるのか、実務的には私どもの枠組み、自主的な判断で伝えるというふうに思っております。あと伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度においてというのがあるのですが、そこについても、同じことが言えるというふうに思うのですが、いずれにしても確認としまして、私どもメディアの自主性を尊重ということを改めて確認していただきたいということで、改めて申し上げたということになります。以上です。

(会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事)

ありがとうございました。これは最初から議論になっていたことでありました。何かコメントありますか。

(曾田尚寿 県防災政策室副参事)

表現の自由等の指定地方公共機関の自主性のことにつきましては、県計画の最初のところの基本方針というところにも記載させていただきまして、かつ個別の事務のところにつきましても、今回の部分と同じように自主性の尊重という形で一つずつ記載させていただくようにしております。県としましては、当然のことながら、放送事業者をはじめとする指定地方公共機関、指定公共機関が自主的な判断に基づき、国民保護措置を実施していただくものだと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

(会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事)

ありがとうございました。そのほかに。

(委 員)

私どもの会長が、前回2回目の時に市町村に説明をお願いしたいということ踏まえ、色々ありがとうございました。第1回目の協議会の中で、市町村国民保護計画のモデルを消防庁の方から何か出してくれるという話がございました。それにつきまして、実は町村の職員は少ないため、計画作成の対応について非常に時間的な制約があるかと思っておりますので、是非、県の方から早めに出していただくよう要請をお願いできればということでございます。また同時に、そのモデル計画が出された段階で、町村の国民保護計画についての作成についての支援を是非お願いしたいなということを要望させていただきたいと思っております。実際に市町の方へ行って色々な意見を聞いてきていただいたと思っておりますけれども、今後県として具体的な支援についてどのように考えているのかということをお聞きしたいということでございます。以上2点についてよろしく申し上げます。

(曾田尚寿 県防災政策室副参事)

市、町の市町村国民保護モデル計画であります。消防庁の方で現在検討をしておりますが、早急にこのモデル計画を出していただきますと、市及び町の方々へ非常にお役に立つというふうを考えておりまして、今、お話いただきましたご要望があったことを消防庁の方にも申し伝えていきたいと思っております。次に県から市町への支援の関係でございまして、まず国民保護法、県の計画

案について市及び町の方に理解を深めることが重要だと考えておりました、これまでも市町村の職員への説明会とか、あるいは来年度、市、町の国民保護計画を作っていく上で必要となる条例等もございますので、そういう条例等の研修会を開催させていただいております。そして県の方の計画ができれば、当然のことながら、市町に関わるものはこの事務である旨の資料も作らせていただきまして、県の計画を具体的に説明させていただきたいというふうに思っております。また、市町村のモデル計画を消防庁の方で作っていただきましたら、モデル計画の説明、あるいは活用方法についてもまた説明をさせていただきたいと思っております。また、来年度は、具体的に市及び町で国民保護計画を作成していただくこととなります。それぞれの計画案の途中の段階で個別具体的に相談事とか要望事とか出てくるのかと思っておりますので、そのときには地域防災局が県下4カ所がございますので、そちらの職員と私どもの方で具体的にご相談等にのるなどいたしまして、支援をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

(委員)

パブリックコメントの中に、報道の自由、知る権利について公聴会を開催すべきという指摘があるのですが、これに対する県の基本的考え方がどのようになっているのかを教えてください。

(曾田尚寿 県防災政策室副参事)

国民保護計画につきましては、国民保護法及び国の基本指針に基づいて作成しております。そして国民保護計画の作成に当たりましては、今日、皆様方にお集まりいただいて、検討し、御意見をいただきながら、法律に基づいて計画を作っていくと考えております。このため特に公聴会というものを特別にやることは考えておりません。以上です

(会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事)

計画を作るという段階での今のコメントですがよろしゅうございますか。いくつか貴重な御意見をいただきました。ありがとうございました。今日いただきました御意見を踏まえまして、先程言いましたように来年の2月に向けまして、引き続いて本県の計画の作成を進めてまいりたいと考えております。第4回の協議会を来年の2月の月上旬に開催を予定しております、それまでに今日の御意見、またさらに修正検討案がございましたら検討を重ねまして計画最終案をお示しした上で決定していきたいとそんなふうに思います。よろしく願いをしたいと思います。

報告事項

全国瞬時警報システム（J-A l e r t）について（資料4）

「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房作成冊子）

について（資料5）

＜曾田尚寿 県防災政策室副参事＞

資料4をご覧くださいと思います。

全国瞬時警報システムについて説明いたします。

こちらの全国瞬時警報システム、いわゆるJ-A l e r tと呼ばれておりますものですが、県としては、国民保護だけでなく、地震などの自然災害においても、情報を如何に早く、的確に伝達するかが、住民の生命、身体、財産等を守る上で、特に重要と考えております。今までも、国に対して緊急警報の重要性について申し入れてきたところではありますが、この全国瞬時警報システムは、現在、消防庁が検討をしているものでありまして、本年度中に受信装置が県及び吉田町、県内では吉田町だけになりますが、整備される予定になっております。そして通信状況の確認を行う実証実験を行う計画にしております。

システムの概要ですが、従来、原則として国が警報を発令した場合には、県及び市町村を経由して住民に伝えていくわけではありますが、伝達にかなりの時間を要しているのが現状であります。

しかし、このシステムは、ミサイルの発射などの武力攻撃事態や地震による津波警報などの即時対応が必要な情報について、国から県に伝達するとともに、直接、市及び町の防災行政無線を起動し、スピーカーにより放送することにより、全住民に瞬時、かつ、一斉に伝達するシステムとなります。

県といたしましては、市及び町の防災行政無線が、県内の市及び町においては全部整備されておりますので、県内の全市及び町に本システムの受信装置が配置されれば、国民保護に限らず、地震に伴う津波警報の伝達などにおいて、大いに効果があるものと考えております。

なお、来年度以降の整備計画につきましては、現在消防庁等において検討していると聞いております。

次に、資料5をご覧ください。

武力攻撃やテロなどから身を守るためにということで、この冊子は内閣官房において作成したものであります。内容につきましては、警報が発令された場

合などにおける県民等の具体的な行動、いわゆるNBC攻撃の場合における留意すべき内容、あるいは怪我などに対する応急措置のほか、国民の保護のための仕組み等について、分かり易く記載しておりますので、今後の事務の参考としていただきたいと思います。

なお、県としても県国民保護計画を作成した後は、この内容や県国民保護計画の内容を盛り込んだパンフレットを来年度作成し、啓発に努めていきたいと考えております。以上です。

質疑応答：なし

<会長代理 鈴木雅近 静岡県副知事>

以上で今日私に渡されました議題は、二つ無事に終了いたしましてありがとうございました。委員の皆様方には、進行に御協力賜りましたことを改めまして厚く御礼申し上げます。先程も言いましたように、静岡県国民保護計画の作成は、来年2月の第4回協議会に向けまして、もう1回事務局に持ち帰りまして検討し皆様方にお諮りするということにしたいと考えておりますので、是非よろしく御協力をいただきたいと思います。ありがとうございました。

(議事終了 午後4時15分)

平成17年度第3回静岡県国民保護協議会の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成17年12月13日

(議事録署名人)

委員 (国土交通省静岡地方気象台長)

印

委員 (日本赤十字社静岡県支部事務局長)

印